

議 第 2 号

文化財の防火対策の推進を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
文 化 庁 長 官
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年4月にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生したことを受け、文化庁が行った緊急調査の結果によると、全国の世界遺産又は国宝である建造物のうち、消火設備の整備・改修後30年以上経過したものが約2割あり、老朽化による機能低下のおそれがあることが判明した。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた大切な財産であるとともに重要な観光資源であるが、我が国の文化財の多くが木造建築物であり、たびたび火災による甚大な被害を受けてきたことから、文化財の保護はもとより、観光客等の安全を図るためにも、万全の防火対策が求められる。

こうした中、国は国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドラインを定めたほか、世界遺産や国宝を中心とした防火設備の設置補助の充実等に向け取り組んでいるが、文化財所有者の中には、管理に必要な資金や人手、知識が不十分な個人等も多いことから、継続的な財政支援に加え、所有者をサポートする人材の活用を拡大することなどが必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民共有の財産である文化財を確実に次世代に継承していくため、防火設備の設置・更新への支援を拡充するとともに、文化財保護に関し専門的知識を有する人材が所有者を援助する仕組みを強化するなど、文化財の防火対策の推進を強く要請する。